

VII. 用語解説

受取り (inflow)

家計を主体としたときに受取りとなる経済フローのこと。

支払い (outflow)

家計を主体としたときに支払いとなる経済フローのこと。

余剰 (surplus)

受取りから支払いを引いた時の値、あるいは消費から労働収入を引いた値がプラスである時の経済フローの総量。

不足 (deficit)

受取りから支払いを引いた時の値、あるいは消費から労働収入を引いた値がマイナスである時の経済フローの総量。

ライフサイクル不足 (LCD)

ライフサイクル不足 (LCD) は消費 (C) から労働収入 (YL) を引いた値として計算される。

消費 (C)

消費 (C) は一国経済全体の消費支出である。公的消費 (CG) と私的消費 (CF) の和として定義される。公的消費、私的消費は、それぞれ教育、保健医療、介護など、さまざまな項目に分類される。以下にそれぞれの項目と出典を記し、解説を行う。

公的消費 (CG)

公的消費 (CG) は SNA における政府最終消費支出に相当し、主要系列表にある値を使用している。また、移転においては公的移転を現物と現金に分類するが、消費は現物に分類される。

以下では公的消費の内訳について説明する。具体的には、保育、教育、保健医療、介護、その他である。公的消費の分類には、SNA の「付表 7 一般政府の機能別支出 (COFOG)」および「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」を用いる。なお、主要系列表と付表 7 では、政府最終消費支出はどちらも同じ値になっており、付表 7 は主要系列表の値を細分化したものと位置づけることができる。

付表 7 においては、一般政府の支出を最終消費支出、補助金、現物社会移転以外の社

会給付、その他の経常移転、総固定資本形成、在庫変動、資本移転に分類している。また、最終消費支出はさらに個別消費支出（現物社会移転）と集合消費支出（現実最終消費）に分割している。後述するが、最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動は現物、補助金、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転、資本移転は現金に分類される。

公的保育・現物（CGC）

公的保育・現物（CGC）は保育に関する政府の消費支出である。SNA では保育を項目としては掲出していないため、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」の「就学前教育・保育」の値を用いる。公的保育の年齢別保育単価に性、年齢（各歳）別の在園児数を乗じ、その値で「就学前教育・保育」の値を0～6歳に按分する。この値を性、年齢別人口で除算することで、0～6歳までの公的保育の性、年齢（各歳）別1人当たりの値を得る。この値のうち、0～2歳までをCGCに含め、3～6歳までの値は公的教育・現物（CGE）に含める。

公的教育・現物（CGE）

公的教育・現物（CGE）は教育に関する政府の消費支出である。SNAにおける「教育」の最終消費支出に相当し、付表7の値を用いる。ISCED-97の分類に基づき、就学前・初等教育、中等教育、中等教育終了後教育（高等教育を除く）、高等教育、レベル別に定義できない教育に分類する。それぞれについて標準的な開始年齢と期間が定められているため、その年齢と期間をもとに、文部科学省「学校基本調査」等から学校種類別の在学者数を計算し、その人数別に金額を割り当てる。最終的に割り当てた金額を年齢別に集計し、それを年齢別の総人口で除算することで1人当たりの支出額とする。

公的保健医療・現物（CGH）

公的保健医療・現物（CGH）は公的医療支出の現物分である。SNA 付表9の（1）特別会計のうち a. 年金（除児童手当）の（a）健康保険と、c. 船員保険の（a）疾病給付、（2）国民健康保険、（3）後期高齢者医療、（4）共済組合のうち（a）短期（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、その他のいずれにも項目あり）、（5）組合管掌健康保険、（6）全国健康保険協会の9項目の、現物社会移転の和として計算する。CGHの総額は、2019年度において35兆8435億円となる。これらを拠出の形態に合わせて再分類すると、国民健康保険（9兆1181億円）、後期高齢者医療、被用者健康保険（11兆0422億円）となり、この3項目の和は、CGHの総額と一致する。厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」に掲載されている年齢階級別給付費を用いて、CGHの年齢別プロファイルを作成する。給付費は医療費総額から患者負担を控除したものと

なっているため、給付費が CGH に該当する。この値をスムージングして各歳別の値を得て、上記 SNA から計算した CGH と人口計の総額が一致するように調整する（男女別には分かれていない）。

公的介護・現物（CGL）

公的介護・現物（CGL）は、公的介護支出の現物分である。これは SNA においては、付表 9 の（1）特別会計のうち（9）介護保険の、現物社会移転の項目を用いる。厚生労働省「介護給付費等実態統計」の年齢、要支援・要介護度別「公費負担額」及び「介護保険給付額」をそれぞれ性、年齢、要支援・要介護度別介護保険受給者数で按分し、これらの和をとることで受給者 1 人当たりの性、年齢別の金額を得る。この値を性、年齢別人口で除算することで、性、年齢別 1 人当たりの CGL の値を作成し、スムージングして性、各歳別の値を得る。

公的消費・その他（CGX）

公的消費・その他（CGX）は、CG のうち CGE、CGH、CGL に該当しない部分である。すなわち、SNA 付表 7 の最終消費支出の総額から、上記 3 項目を控除することで計算する。なお、NTA Manual によれば、CGX は CG から CGE と CGH を控除して計算されるものとなるが、本稿では保育と介護も別に計上しているため、教育と保健医療に加え、保育と介護を控除したものを CGX としている。全国民が等しくサービスを受けているものと仮定して、人口で除した値を 1 人当たりの値として全年齢に割り振る。

私的消費（CF）

私的消費（CF）は、民間経済主体の消費額の和である。SNA 主要系列表の民間最終消費支出を用いる。これは下記の「保育」から「その他」の和となる。私的消費の性、年齢別プロファイルは、総務省「全国家計構造調査」（2014 年度データでは「全国消費実態調査」）の個票データより得る。具体的には、世帯単位の品目別消費の金額を世帯員の性別、年齢、続柄、在学学校種類、就業の有無等の属性により個人に割り振り、その値を性、年齢（各歳）別に集計することで性、年齢別のプロファイルを得る。こうして得た性、年齢別の値にスムージングをかけて円滑化し、各変数の人口総計値が以下に説明する各 SNA 項目と一致するように調整を行う。なお、「全国家計構造調査」の品目別消費の金額は、総務省「家計調査」を用いて季節性調整を行った値を用いている。

私的消費・保育（CFC）

私的消費・保育（CFC）は、民間経済主体の保育に対する支出額である。SNA には値がないため、厚生労働省「地域児童福祉事業等調査」より「保育料の 1 人あたり利用者

負担額」の平均値を算出し、これに保育所の性、年齢別在園児数を乗じて足し上げることで CFC の人口総計値を得る。年齢プロファイルは、「全国家計構造調査」から得た「保育費用」の金額を 0~2 歳の世帯員に割り振って計算するが、その値が「地域児童福祉事業等調査」から得られる CFC の性、年齢別のプロファイルと一致するように調整をかけている。

私的消費・教育（CFE）

私的消費・教育（CFE）は、民間経済主体の教育に対する支出額である。SNA の付表 12 家計の目的別最終消費支出の構成のうち、10. 教育サービスの値を用いる。「全国家計構造調査」から得た学校種類別の「授業料等」及び「補習教育」の金額を該当する世帯員に割り振って性、年齢別のプロファイルを作成する。

私的消費・保健医療（CFH）

私的消費・保健医療（CFH）は、民間経済主体の保健医療に対する支出額である。SNA の付表 12 のうち、6. 保健・医療を用いる。「全国家計構造調査」から得た「保健医療」の金額を世帯員の性別、年齢構成をベースに個人に割り振って性、年齢別のプロファイルを作成する。その際、「保健医療」の中の「保健医療サービス」（CFH1）については、健康保険の自己負担分と見なし、他の「保健医療」支出（CFH2）とは別に個人への割り振りを行う。「保健医療サービス」の性、年齢別プロファイルは、厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」の年齢別自己負担額（男女計の値）にスムージングをかけた値と一致するように調整を行い、他の「保健医療」支出のプロファイルと足し合わせて、CFH の性、年齢（各歳）別のプロファイルを作成する。

私的消費・介護（CFL）

私的消費・介護（CFL）は、民間経済主体の介護に対する支出額である。SNA には介護だけを明示した項目が存在せず、個別ケア・社会保護・その他とまとめられているため、個別ケア・社会保護・その他の値を利用すると介護への支出額が過大になってしまう。したがって、CFL の値は厚生労働省「介護給付費等実態統計」の利用者負担額で代用している。「全国家計構造調査」から得た「介護費用」の金額を世帯員の性別、年齢構成をベースに 40 歳以上の個人に割り振って性、年齢別のプロファイルを作成する。この値が「介護給付費等実態統計」から得られる利用者負担額の性、年齢別のプロファイルと一致するように調整をかけている。

私的消費・持ち家（CFR）

私的消費・持ち家（CFR）は、民間経済主体の帰属家賃である。ここでは SNA の家

計営業余剰の値を用いる。消費という意味では付表 12 にある（再掲）持ち家の帰属家賃を用いることが自然ではあるが、本報告ではあとで用いる家計営業余剰を用いている。両者の相違は、中間投入および純間接税を控除しているかどうかである。「全国家計構造調査」から得た「帰属家賃」の値を世帯主にのみ割り振り、その値で性、年齢別のプロフィールを作成する。

私的消費・その他（CFX）

CFX は、上記に分類されない私的な消費である。CF から CFC、CFE、CFH、CFR、CFL を控除することで計算される。なお、耐久財はすべて CFX に含まれるものとし、CFC、CFE、CFH、CFR、CFL といった項目には、耐久財が存在しないという仮定をおいている。「全国家計構造調査」の「消費支出」から上記の各私的消費を控除した金額を、年齢により異なる等価尺度を用いて各世帯員に割り振る。等価尺度の値は、4 歳未満の世帯員は 0.4、20 歳以上の世帯員は 1 であり、4 歳から 20 歳までの世帯員の等価尺度は年齢が上がるごとに 0.4~1 までの間で線形に上昇するように設定されている。なお、「教科書・学習参考教材費」、「教育関係費（「教育」「書齋・学習机・椅子」「国内遊学仕送り金」は除外）、「月謝類」については、教育に関係する「その他」の消費（CFX_edu）として、CFX とは別に在学中の世帯員に割り振った。また、「全国家計構造調査」では病院や介護施設などの施設居住世帯を調査対象としていないことから、病院に長期入院中であつたり、介護施設に居住する者（特に高齢者）の消費の情報が得られない。そのため、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」「社会福祉施設等調査」「国民医療費」「医療保険に関する基礎資料」等を用いて介護施設居住者や入院者における「食費」「居住費」「生活費」の値を推計し、CFX の補正を行っている。

消費に対する間接税（INDC）

NTA Manualp.30 には、次のような記述がある。

The key economic aggregates in NTA differ in some respects from their SNA counterparts because of the treatment of taxes on products and production (often known as indirect taxes) . The aggregate values in NTA are taken prior to the assessment of taxes on products and production.

すなわち、NTA においては間接税を課税する前の額で評価することが必要である。したがって、消費に関する間接税の額を計算し、これを消費の総額から控除しなければならない。ただし間接税はさまざまな税目があり、必ずしもすべてが消費にかかる間接税とは限らない。したがって、純間接税（= 間接税 - 補助金）を、消費に関するもの

と資本に関するものに分割している。計算方法は後述するが、消費に関する間接税はこの純間接税のうち資本に関するものを控除した額である。INDC は私的消費のうち、CFX (CFX_edu を含む) と CFH2 にかかるものと仮定し、CFX と CFH2 の和をその性、年齢別プロファイルとして使用する。なお、後述するが、INDC は純間接税 (INDTAX) の一部として公的移転・支払いの構成要素となる。

労働収入 (YL)

労働収入 (YL) は雇用者報酬に自営混合所得の 3 分の 2 を加えることで計算される。

雇用者報酬 (雇用収入) (YLE)

雇用者報酬 (YLE) は SNA の「雇用者報酬」の値を用いる。これは「制度部門別所得支出勘定」の「1. 一国経済」「(2) 第 1 次所得の配分勘定」から得られる。なお、NTA Manual においては、YLE は "Labour earnings, including fringe benefit" と定義される。2019 年度における YLE の値は 287 兆 9947 億円である。このうち、「賃金・俸給」は 244 兆 1854 億円、「雇主の社会負担」は 43 兆 8093 億円となる。

また、「1. 一国経済」「(2) 第 1 次所得の配分勘定」における「雇用者報酬」と「1. 一国経済」「所得の発生勘定」における「雇用者報酬」には、若干の値の乖離が存在する。これは海外からの雇用者報酬の純額であり、「所得の発生勘定」における「雇用者報酬」に海外勘定の「雇用者報酬 (支払)」を加え、海外勘定の「雇用者報酬 (受取)」を控除することで、「(2) 第 1 次所得の配分勘定」における「雇用者報酬」の値が得られる。「全国家計構造調査」の年収票より世帯員個人の「勤め先からの年間収入」を特定し、その値を性、年齢別に集計することでプロファイルを得ている。現物消費がある場合には、その年間見積額を世帯主に付している。

自営業労働収入 (YLS)

NTA では、自営混合所得の 2/3 を自営業者の労働収入としている。したがって、「制度部門別所得支出勘定」の「1. 一国経済」「(2) 第 1 次所得の配分勘定」にある「混合所得 (純)」の額に 2/3 を乗じることで、YLS の値としている。2019 年度において「混合所得 (純)」の値は 11 兆 1215 億円となるので、自営業者の労働収入はその 2/3 に相当する 7 兆 4143 億円と計算できる。なお、ここでの「純」は、固定資本減耗を控除していることを意味する。NTA Manual p.30 にあるように、NTA では inflows と outflows の差を「純」としているが、ここでは SNA の値としての「純」なので、inflows と outflows が存在するわけではなく、前述の通り固定資本減耗を控除していることを意味している。「全国家計構造調査」の年収票より「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「内職などの年間収入」を合計した額を自営業労働収入とし、世帯全体の値を計算する。この

額の 2/3 について、雇用者報酬の年齢別プロファイルで重み付け上で、世帯内の自営就業者に割り振り、性、年齢別のプロファイルを得ている。現物消費がある場合には、その年間見積額を世帯主に付している。

再配分 (R)

再配分は、純移転と資産再配分を足した値である。NTA 恒等式に示されるように、再配分の総額は LCD と同値となる。

移転 (T)

移転 (T) は、公的移転と私的移転の和である。

公的移転 (TG)

公的移転 (TG) は、次に説明する TGI から TGO を引いた値として定義される。

公的移転・受取り (TGI)

公的移転受取り (TGI) は、現物の公的移転と現金の公的移転の和である。現物の公的移転は公的消費と同額である。また現金の公的移転は、SNA「付表 7」をもとにして計算される。「付表 7」のうち現金と考えられるのは「補助金」「現物社会移転以外の社会給付」「その他の経常移転」「資本移転」の 4 項目であるが、このうち「補助金」は純間接税の計算で用いているために、二重計上を避けるためここには計上しない。すなわち、「現物社会移転以外の社会給付」「その他の経常移転」「資本移転」の 3 項目を合計した値を、公的移転・受取り・現金とする。なお、ここでの「合計した値」は「1.一般公共サービス」から「10. 社会保護」までのすべての項目の合計であり、NTA に関係すると考えられる「7. 保健」「9. 教育」「10. 社会保護」のみを抽出したものではない。前述の通り現物の公的移転は公的消費と同額となるため、以下では現金の公的移転について記す。

年金 (TGSOAI)

年金 (TGSOAI) は、SNA「付表 9」をもとに計算される。給付の性格に応じて、「付表 9」の制度別給付額を下記の 2 種類に集約し、その和を TGSOAI とする。「全国家計構造調査」年収票の「公的年金・恩給」の金額を世帯員個人に割り振り、性、年齢別のプロファイルを作成する。

国民年金 (国民年金)

国民年金 (国民年金) は、SNA「付表 9」の「社会保障給付」「(1) 特別会計」「a. 年

金（除児童手当）」の「(c) 国民年金」の値を用いる。

被用者向け公的年金

被用者向けの公的年金としては、厚生年金と共済組合が存在する。共済組合は 2015 年以降厚生年金に統合されたが、国民経済計算では、共済組合は現在も別項目として計上されている。厚生年金と共済組合は、SNA「付表 9」の「社会保障給付」「(1) 特別会計」「a. 年金（除児童手当）」の「(b) 厚生年金」、「c. 船員保険」の「(b) 年金給付」、「(4) 共済組合」の「(b) 長期」の和として表される。なお、船員保険の値は 2010 年度以降はゼロとなる。

教育（CASHE）

教育（TGEI）については、SNA「付表 7」の「9. 教育」の「現物社会移転以外の社会給付」「その他の経常移転」「資本移転」の和として表される。教育については SNA「付表 9」には計上されていないこともあり、社会保障給付には含まない。すなわち、後述する「その他の社会保障給付」にも含まれない。しかし「その他の経常移転」や「資本移転」に値が計上されていることから、公的移転の構成要素であり、「その他現金」の一部となる。CGE と同じ性、年齢別プロフィールを使用する。

保健医療（CASHH）

保健医療（TGHI）は、SNA「付表 9」をもとに計算される。給付の性格に応じて、付表 9 の制度別給付額を国民健康保険、後期高齢者医療、被用者健康保険の 3 種類の和とする。CGH と同じ性、年齢別プロフィールを使用する。

国民健康保険

国民健康保険は、SNA「付表 9」の「社会保障給付」「(2) 国民健康保険」の値を用いる。

後期高齢者医療

後期高齢者医療は、SNA「付表 9」の「社会保障給付」「(3) 後期高齢者医療」の値を用いる。なお、現物では 2007 年度以前に老人保健の値が示されているが、現金については老人保健の値はゼロであり、そのため老人保健の 2007 年度以前の値もゼロとなっている。

被用者向け健康保険

被用者向け健康保険は、SNA「付表 9」の「社会保障給付」「(1) 特別会計」のうち

「a. 年金（除児童手当）」の「(a) 健康保険」、「c. 船員保険」の「(a) 疾病給付」、「(4) 共済組合」のうち「(a) 短期」（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、その他のいずれにも項目あり）、「(5) 組合管掌健康保険」、「(6) 全国健康保険協会」の和として計算される。

介護（CASHL）

介護（TGLI）は、SNA「付表9」の「社会保障給付」「(9) 介護」の値を用いる。CGLの性、年齢別プロファイルを使用する。

労災保険（CASHROSAI）

労働災害に関する公的な現金給付。SNAにおいては付表9の「社会保障給付」「(1) 特別会計」のうち「b. 労働保険」の「(a) 労災保険」の値を用いる。総務省「国勢調査」の個票データより、性、年齢別の雇用者割合を算出し、そのプロファイルを使用した。

雇用保険（TGEMPI）

雇用保険に関する公的な現金給付。SNAにおいては付表9の「社会保障給付」「(1) 特別会計」のうち「b. 労働保険」の「(b) 雇用保険」に加えて、「c. 船員保険」の「(c) 失業給付」の値を用いる。20～64歳までの男女に等しく値を割り振る。

児童手当（TGJTEATEI）

児童手当（TGCI）は、SNA「付表9」の「社会保障給付」「(7) 児童手当」の値を用いる。「全国家計構造調査」の年収票から世帯員個人に割り振った労働収入をベースに、世帯にいる子どもの数、年齢及び他の世帯員の労働収入についての情報から世帯毎に児童手当の給付額を推計し、世帯主にその値を付して性、年齢別のプロファイルを作成する。

その他の現金給付（TGXCI）

その他の現金給付（TGXCI）は、上記に含まれない社会保障給付である「その他の社会保障給付（OTHERSSB）」と「社会保障給付以外の現金給付（OTHERCASH）」の和である。OTHERSSBは、SNA付表9の「社会保障給付」のうち「基金」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」の和となる。OTHERCASHは、TGIから現金・現物を合わせた年金（TGSOAI）、保育（TGCI）、教育（TGEI）、保健医療（TGHI）、介護（TGLI）、労災（TGROSAI）、雇用保険（TGEMPI）、児童手当（TGJTEATE）、その他の社会保障給付（OTHERSSB）の各項目を控除することで計算できる。OTHERSSBとOTHERCASHはいずれも全年齢に等しく値を割り振る。

公的移転・支払い (TGO)

公的移転・支払い (TGO) は、下記の個人所得税 (PIT)、法人所得税 (CIT)、純間接税 (INDTAX)、社会保険料合計 (SST)、(公的移転の) 余剰・不足 (SUR) の和である。個人所得税、法人所得税、純間接税の和は一般税 (GENTAX) としてまとめることがある。

個人所得税 (PIT)

SNA において、直接税は「所得・富等に課される経常税」として扱われる。「所得・富等に課される経常税」は SNA 制度部門別所得支出勘定において計上され、経済主体は非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計 (個人企業を含む)、対家計民間非営利団体に分類される。このうち、「所得・富等に課される経常税」は非金融法人企業、金融機関、家計 (個人企業を含む) では支払い項目、一般政府では受取り項目となる。

支払い主体で見れば、非金融法人企業と金融機関は法人、家計 (個人企業を含む) は個人となる。個人所得税は、SNA 家計の「制度部門別所得支出勘定」の「(2) 所得の第 2 次分配勘定」のうち、「所得・富等に課される経常税 (支払)」を用いる。「全国家計構造調査」から世帯員個人に割り振った本人及び家族の労働収入、雇用形態、年齢等についての情報から個人の所得税額を推計し、性、年齢別のプロファイルを作成する。

法人所得税 (CIT)

法人所得税 (CIT) は、SNA 非金融法人企業と金融機関の「制度部門別所得支出勘定」の「(2) 所得の第 2 次分配勘定」のうち、「所得・富等に課される経常税 (支払)」の和となる。資本収入の構成要素である「企業の営業余剰 (YAFX)」の性、年齢別のプロファイルを使用する。

純間接税 (INDTAX)

純間接税 (純間接税) とは、間接税から補助金を控除したものとして定義される。また、間接税は SNA において「生産・輸入品に課される税」として扱われる。さらにここから補助金を控除することにより、純間接税を計算することができる。純間接税は、生産・輸入品に課される税から補助金を控除したものであり、さらにこの中の一部が資本に対する間接税 (INDK) となる。資本に対する間接税は、『財政金融統計月報』における「国税の税目別収入の累年比較」を用いて「電源開発促進税」「有価証券取引税」「印紙収入」の 3 項目と間接税計の比を純間接税額に乗じることで計算することができる。逆に、消費に対する間接税 (INDC) は、純間接税の総額から資本に対する間接税を控除することで計算できる。純間接税は、INDC と後述する自営混合所得の資本割合 (KYLS) を足し合わせた値で性、年齢別プロファイルを作成する。

社会保険料合計 (SST)

社会保険料合計 (SST) は、保健医療 (P_HCARE)、年金 (PENSIONTOTAL)、介護 (P_NCARE)、労災保険 (P_EMP1)、雇用保険 (P_EMP2)、児童手当 (SST_J_TEATE)、その他の社会保障負担 (TGO_OTHERSSB) の和である。

保健医療 (P_HCARE)

保健医療は、SNA における「付表 10 社会保障負担の明細表」の「1. 特別会計」の「(1) 年金 (除児童手当)」のうち「a. 健康保険」、「(3) 船員保険」のうち「a. 疾病給付」、「2. 国民健康保険」、「3. 後期高齢者医療」、「4. 共済組合」のうち「a. 短期」、「5. 組合管掌健康保険」、「6. 全国健康保険協会」の 10 項目からなる。「全国家計構造調査」から世帯員個人に割り振った本人及び家族の労働収入、雇用形態、年齢等についての情報から個人の公的健康保険の保険料を推計し、国民健康保険 (P_HCARE74)、後期高齢者医療 (P_HCARE75)、被用者健康保険 (P_HCAREEMP) の 3 種類の保険料について、性、年齢別のプロファイルを作成する。なお、被用者健康保険については、被用者本人の支払い分 (P_HCAREEMPE) と雇用者の支払い分 (P_HCAREEMPC) に区別しており、雇用者の支払い分は雇用者報酬 (YLE) にも含める。

年金 (PENSIONTOTAL)

年金に該当する項目は、SNA における「1. 特別会計」の「(1) 年金 (除児童手当)」のうち「b. 厚生年金」と「c. 国民年金」、「(3) 船員保険」の「b. 年金」、「4. 共済組合」のうち「b. 長期」の 6 項目の和として計算される。保健と同様に、拠出の性質に応じて、国民年金と厚生年金・共済組合年金に分類する。「全国家計構造調査」から世帯員個人に割り振った本人及び家族の労働収入、雇用形態、年齢等についての情報から個人の公的年金の保険料を推計し、国民年金 (P_PUBPEN1)、厚生年金・共済組合年金 (P_KOUSEITOTAL) の 2 種類の保険料について、性、年齢別のプロファイルを作成する。なお、厚生年金・共済組合年金については、被用者本人の支払い分 (P_KOUSEIE) と雇用者の支払い分 (P_KOUSEIC) に区別しており、雇用者の支払い分は雇用者報酬 (YLE) にも含める。また、国民年金保険料については、保険料の納付率を考慮した調整を行っている。

介護 (P_NCARE)

介護は、SNA における「付表 10」の「9. 介護」の値を使用する。「全国家計構造調査」から世帯員個人に割り振った本人及び家族の労働収入、雇用形態、年齢等についての情報から個人の介護保険の保険料を推計し、第 1 号被保険者 (P_NCARE1)、第 2 号被用者 (P_NCARE2)、第 2 号自営・無職 (P_NCARE2S) の 3 種類の保険料について、

性、年齢別のプロフィールを作成する。なお、第2号被用者の保険料については、被用者本人の支払い分（P_NCARE2E）と雇用者の支払い分（P_NCARE2C）に区別しており、雇用者の支払い分は雇用者報酬（YLE）にも含める。

労災保険（P_EMP1）

労災保険については、SNAにおける「付表10」の「(2) 労働保険」のうち「a. 労災保険」の値を用いる。なお、労災保険は雇主だけが負担し、雇用者の負担はないことから、「雇主の現実社会負担」の値のみが用いられる。「全国家計構造調査」から世帯員個人に割り振った本人の雇用収入に労災保険の全業種平均料率を乗じた値を用いて、性、年齢別のプロフィールを作成する。全額事業主負担であるため、全額を雇用者報酬（YLE）にも含める。

雇用保険（P_EMP2）

雇用保険（雇用保険）については、SNAにおける「付表10」の「(2) 労働保険」のうち「b. 雇用保険」の値と、「(3) 船員保険」のうち「c. 失業」の値の和として計算される。雇用保険は雇主、雇用者の両方の負担があるため、それぞれ計上する。「全国家計構造調査」から世帯員個人に割り振った本人の雇用収入に雇用保険料率を乗じた値を用いて、性、年齢別のプロフィールを作成する。被用者本人の支払い分（P_EMP2E）と雇用者の支払い分（P_EMP2C）に区別しており、雇用者の支払い分は雇用者報酬（YLE）にも含める。

児童手当拠出金（SST_J_TEATE）

児童手当拠出金については、SNAにおける「付表10」の「7. 児童手当」の値を用いる。なお、児童手当は雇主だけが負担し、雇用者の負担はないことから、「雇主の現実社会負担」の値のみが用いられる。「全国家計構造調査」から世帯員個人に割り振った本人の雇用収入に料率を乗じた値を用いて、性、年齢別のプロフィールを作成する。全額を雇用者報酬（YLE）にも含める。

その他の現金移転（TGXCO）

その他の現金移転は、「その他の社会保障負担」（TGO_OTHERSSB）とそれ以外の現金移転（TGO_OTHERCASHX）に分類される。その他の社会保障負担はSNAにおける「付表10」のうち上記の各項目に該当しないもの、すなわち「(3) 船員保険」の「d. その他」、各共済組合の「c. 業務経理」、「d. 保健経理」と、「8. 基金」により構成される。それ以外の現金移転はSNAにおいて付表7で現金とされる部分から、付表9の現物社会移転以外の社会給付を控除することで計算される。いずれもPIT、CIT、INDTAX

の和である一般税の性、年齢別プロファイルを使用する。

余剰・不足 (Surplus/Deficit, SUR)

Surplus/Deficit は、公的移転・受取り (TGI) の総額から、公的移転・支払い (TGO) と海外勘定 (ROW) を控除することで計算される。PIT、CIT、INDTAX の和である一般税の性、年齢別プロファイルを使用する。

海外勘定 (ROW)

海外勘定 (ROW) は、SNA における「付表 19 海外勘定」のうち、「その他の経常移転」の「一般政府からのもの」から「一般政府に対するもの」を控除することにより計算される。全年齢に等しく値を割り振る。

純世帯間移転 (TFB)

純世帯間移転 (TFB) は、SNA における「付表 19 海外勘定」のうち、「その他の経常移転」の「その他の部門からのもの」から「その他の部門に対するもの」を控除することにより計算される。世帯間移転受取り (TFBI) から世帯間移転支払い (TFBO) を引いた値の人口総計値として計算される。TFBI と TFBO については、「全国家計構造調査」の「親族などから仕送りをしてもらった額」と「親族などに仕送りをした額」を用いて、これらの値を世帯主に付すことで、性、年齢別のプロファイルを作成する。ただし、「全国家計構造調査」では、世帯間移転の受取りで大きな割合を占められる「学生の単身者」や「社会施設（介護施設等）居住者」等を調査対象から除外している。そのため、今回推計では日本学生支援機構「学生生活調査報告」より単身学生の「家族からの給付金額」のデータを用いて、学生単身者にあたる年齢グループの TFBI の性、年齢別のプロファイルについて調整を行っている。また、「全国家計構造調査」で 3 か月以上不在の家族がいる世帯について、その者が「入院」「介護保険施設入所」「他の介護施設入所」に居住している場合は、「親族などに仕送りをした額」のうち「国内遊学仕送り金」を除く額を、社会施設に居住する高齢単身者に移転を行っているものとして世帯間移転のプロファイルを作成する。

資産再配分 (RA)

資産再配分 (RA) は、NTA 恒等式の $Y^A(x) - S(x)$ として表される。これを公的部門に限った値である公的資産再配分 (RAG) は、公的資産所得 (YAG) から公的貯蓄 (SG) を控除することで、また私的部門に限った値である私的資産再配分 (RAF) は、私的資産所得 (YAF) から私的貯蓄 (SF) を控除することで計算される。

公的資産所得 (YAG)

公的資産所得は、SNA における一般政府の「利子」と「その他の資産所得」の和である。

公的利子 (INTPB)

公的利子は、SNA における一般政府の「制度部門別所得支出勘定」の「(1) 第 1 次所得の配分勘定」における「利子」について、受取りと支払いの差をとったものである。PIT、CIT、INDTAX の和である一般税の性、年齢別プロフィールを用いる。

(政府の) その他の資産所得 (YAGX)

その他の資産所得は、SNA における一般政府の「制度部門別所得支出勘定」の「(1) 第 1 次所得の配分勘定」における「賃貸料」「法人企業の分配所得」「保険契約者に帰属する投資所得」について、受取りと支払いの差をとったものである。PIT、CIT、INDTAX の和である一般税の性、年齢別プロフィールを用いる。

公的貯蓄 (SG)

公的貯蓄 (SG) は、SNA における一般政府の「制度部門別所得支出勘定」の「(4) 所得の使用勘定」における「貯蓄 (純)」の額である。PIT、CIT、INDTAX の和である一般税の性、年齢別プロフィールを用いる。

私的資産所得 (YAF)

私的資産所得は私的資本所得と私的財産所得の和として計算される。私的資産所得は、混合所得の資本割合、家計の営業余剰、企業の営業余剰、利子・配当、賃貸料、その他の財産所得の和から、資本に対する間接税を控除することで計算される。

混合所得の資本割合 (KYLS)

混合所得の資本割合 (KYLS) は、自営混合所得に 1/3 を乗じたものから、資本に対する間接税を控除することで計算される。前述の通り 2019 年度において混合所得(純)の値は 11 兆 1215 億円となるので、資本に配分される混合所得は 3 兆 7072 億円となる。ここから 2019 年度における資本に対する間接税 2 兆 1590 億円を控除した値となる。性、年齢別プロフィールには、「全国家計構造調査」から得た世帯合計の自営労働収入を世帯主に付与して性、年齢別のプロフィールを作成する。

家計の営業余剰 (YKFH)

家計営業余剰 (YKFH) は「制度部門別所得支出勘定」の「5. 家計 (個人企業を含む)」

「(1) 第1次所得の配分勘定」の「営業余剰(持ち家)(純)」を用いる。ここでの「純」は、YLSと同様に、固定資本減耗を控除していることを意味する。2019年度におけるYKFHの値は21兆2728億円となる。性、年齢別プロフィールには、CFRの値が用いられる。

企業の営業余剰(YAFX)

企業営業余剰(YAFX)は、「制度部門別所得支出勘定」の「2. 非金融法人企業」と「3. 金融機関」の「営業余剰(純)」の和である。性、年齢別プロフィールには、下記のINTERESTとRENTの和が用いられる。

家計・企業の利子・配当・その他の受取り(INTEREST)

利子・配当・その他(INTEREST)は、利子、配当、その他の財産所得の合計額の受取りの金額である。利子は、民間部門、すなわち非金融法人企業・金融機関・家計・対家計民間非営利団体の「制度部門別所得支出勘定」の「(1) 第1次所得の配分勘定」における「利子」の受取りの金額である。配当は、民間部門の「制度部門別所得支出勘定」の「(1) 第1次所得の配分勘定」における「配当」の受取りの金額である。その他の財産所得(民間部門)は、民間部門の「制度部門別所得支出勘定」の「(1) 第1次所得の配分勘定」における「純法人企業所得からの引き出し」「海外直接投資に関する再投資収益」「その他の投資所得」の和について、その受取りの金額である。「全国家計構造調査」年収票より「利子・配当金」の金額を世帯で合計し、その値をすべて世帯主に付してから性、年齢別に集計することでプロフィールを得ている。

賃貸料の受取り(RENT)

賃貸料は、民間部門の「制度部門別所得支出勘定」の「(1) 第1次所得の配分勘定」における「賃貸料」の受取りの金額である。「全国家計構造調査」年収票より「家賃・地代の年間収入」の金額を世帯で合計し、その値をすべて世帯主に付してから性、年齢別に集計することでプロフィールを得ている。

消費者負債利子の支払い(CREDIT)

家計における「利子」の支払いは、「消費者負債利子」(CREDIT)と「その他の利子」に分けられるが、そのうちの「消費者負債利子」の支払いの金額である。「全国家計構造調査」家計簿票の「土地家屋借金返済」「クレジット購入借入金返済」「他の借金返済」の支出額を世帯主に付して、性、年齢別に集計することでプロフィールを得ている。

その他の利子・配当・その他の財産所得の支払い (YPFOX)

上記家計における「その他の利子」、上記「配当」、上記「その他の財産所得」の支払いの合計金額である。性、年齢別プロフィールには、INTEREST と RENT の和が用いられる。

賃貸料の支払い (RENT_EXP)

上記「賃貸料」について、支払いの金額である。「全国家計構造調査」より得た「家賃地代」の支出額を世帯主に付して、性、年齢別に集計することでプロフィールを得ている。

私的貯蓄 (SF)

私的貯蓄は、民間部門、すなわち非金融法人企業・金融機関・家計・対家計民間非営利団体の「制度部門別所得支出勘定」の「(3) 可処分所得の使用勘定」あるいは「(4) 所得の使用勘定」における「貯蓄 (純)」の額の和である。NTA 恒等式を変形した以下の式により、最後に性、年齢別の値が求められる。

$$S^f(x) = Y^l(x) - C(x) + \{t^+(x) - t^-(x)\} + Y^A(x) - S^g(x)$$

x : 年齢、 C : 消費、 Y^l : 労働収入、 t^+ : 移転受取り、 t^- : 移転支払い、 Y^A : 資産収入、 S^f : 私的貯蓄、 S^g : 公的貯蓄

世帯内移転

世帯内移転の支払い (TFWO) と受取り (TFWI) は、消費のための世帯内移転の支払い (TFWCONO) と受取り (TFWCONI)、世帯主から非世帯主への帰属家賃の支払い (TFWRO) と受取り (TFWRI)、世帯間移転のための非世帯主から世帯主への支払い (TFWINTERO) と受取り (TFWINTERI)、税や社会保険料支払いのための世帯内移転の支払い (TFWPBCASHO) と受取り (TFWPBCASHI)、消費税支払いのための世帯内移転の支払い (TFWINDCO) と受取り (TFWINDCI)、非世帯主から世帯主への貯蓄のための支払い (TFWSO) と受取り (TFWSI) をそれぞれ足し上げることにより計算される。TFWI から TFWO を差し引いた値が純世帯内移転 (TFW) である。消費のための世帯内移転の収支は、さらに、保育 (TFWCI/O)、教育 (TFWEI/O)、保健医療 (TFWHI/O)、介護 (TFWLI/O)、その他消費 (TFWXI/O) に分類される。世帯内移転は同一世帯内で発生するため、各世帯及び一国単位で純世帯内移転 (TFW) と各費目別の純世帯内移転の両方について、その総計はゼロとなる。また、同一世帯内で計算されるため、SNA に対応する項目は存在せず、「全国家計構造調査」から計算された各世帯員の上記項目に対する消費や支出と労働収入との差の値を用いて、余剰状態にある世帯員から不足状態にある世帯員への世帯内移転を計算して、性、年齢別のプロフィールを作成する。